

令和4年度税制改正～その2～

Q：令和4年度税制改正について、中小企業関係税制を中心に主な改正点を教えてください。

A：社会環境の変化に対応

1. 特例承継計画の提出期限延長

特例事業承継税制の適用を受けるための特例承継計画の提出期限を1年延長します。適用期限については今後とも延長しない方針です。特例事業承継税制を利用する可能性がある場合は、まずは特例承継計画の提出をご検討ください。

	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	令和5年3月31日	令和6年3月31日
特例制度の適用期限	令和9年12月31日までの贈与・相続（延長なし）	

2. 住宅ローン控除の延長・見直し

(1) 住宅ローン控除額：住宅ローン控除は、①借入限度額（カーボンニュートラル実現に向けて優遇措置）、②控除率（1%を0.7%に引下げ）、③所得要件（合計所得金額3,000万円以下を2,000万円以下に引下げ）等を見直しのうえ、令和7年12月31日まで延長します。

		令和4～5年に居住			令和6～7年に居住		
		借入限度額	控除率	期間	借入限度額	控除率	期間
認定住宅	新築等の場合	5,000万円	0.7%	13年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円			3,500万円		
省エネ基準適合住宅		4,000万円			3,000万円		
上記以外で令和5年迄に建築確認		3,000万円			2,000万円		

(2) 手続：令和5年1月以後に居住開始の場合、確定申告・年末調整で住宅ローン控除を受ける際に、借入金の年末残高証明書の提出が不要となります。

3. 住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長・見直し

住宅取得等資金の贈与税非課税限度額を引下げ、適用期限を令和5年12月31日まで2年延長します。

4. 今後の改正動向に注目

相続税・贈与税のあり方について、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す等、本格的な検討が進められます。

	(現行の)相続時精算課税制度	(現行の)暦年贈与制度
贈与者	60歳以上の親・祖父母	制限なし
受贈者	18歳以上の子・孫	
非課税枠 / 贈与税率	累計2,500万円 / 一律20%	毎年110万円 / 累進で10～55%
贈与者死亡時の相続税対象	全ての贈与財産	死亡前3年内の贈与財産

令和4年4月
税理士法人石井会計